

## ○大阪市空家等対策協議会条例

平成 27 年 12 月 18 日  
条例第 107 号

大阪市空家等対策協議会条例を公布する。

大阪市空家等対策協議会条例

(設置)

第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号)第 8 条第 1 項に規定する協議会として、本市に大阪市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、市長及び委員 20 人以内で組織する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(守秘義務)

第 4 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門部会)

第 5 条 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(施行の細目)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 5 年 12 月 13 日施行、告示第 1632 号)

この条例の施行期日は、市長が定める。